

公益社団法人大阪市シルバー人材センター

傷 害 保 険 金 給 付 表

(2019年4月現在)

	傷 害 の 程 度			
	死 亡	入 院	通 院	後 遺 障 害
支 給 条 件	事故が原因で、事故日から180日以内に死亡したとき	事故のため入院し、平常の生活機能を失ったとき	事故のため、平常の生活機能が減少し、入院によらず医師の治療を受けたとき	事故日から180日以内で、身体に後遺症が残ったとき
給 付 額	1,000万円	1日あたり 3,000円 ただし、事故日から180日以内	1日あたり 2,000円 ただし、事故日から180日以内の90日限度（就業日を除く）	18万円～1,000万円の範囲内で障害の程度による

※ 就業日（実際に就業した日）に通院された場合は、通院保険金の給付対象になりませんのでご注意ください。（事故日を除く）

※ 通院が必要な場合は、就業を休んでいただくこととなります。

※ 保険金の請求には医療機関が発行する診断書の提出が必要です。